

災害時の避難に支援を必要とされている皆さまへ

災害に備えて個別避難計画を作しましょう

～避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画の作成について～

「個別避難計画」とは、災害時に『いつ』『どこへ』『誰と』『どうやって』『なにを持って』避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■ **計画作成の対象者** 原則、避難行動要支援者名簿掲載者の要件に該当している方が対象となります。

「**避難行動要支援者名簿**」とは、災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、避難支援に関わる関係者に提供して、避難支援などに活用するものです。

■ **名簿掲載の対象者** 対象者は、以下の要件に該当する方です。（施設入所者を除く）

- ① 要介護認定3～5を受けている人 ② 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者
- ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する難病患者
- ⑥ 一人暮らし高齢者 ⑦ ①～⑥以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

■ 名簿の活用について

- ① 平常時：名簿や計画の情報を平常時から外部提供することに同意する方については、関係機関に名簿情報や計画情報を提供し、個々の状況の確認、日ごろの訪問活動等、顔の見える関係づくりを行い、災害時に備えます。
- ② 災害時：市と関係機関（民生委員・児童委員、自主防災組織等）が協力・連携し、避難行動要支援者名簿に登録された方々の安否確認や避難支援を行います。また、個別避難計画で定めた支援者は、本人に対して直接支援を実施します。

■ 名簿に記載される情報

本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、自治会名、避難支援を必要とする理由 など

■ 名簿提供先（避難支援等関係者）

高岡市消防本部、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織、高岡警察署など

■ 計画作成へのご協力お願い

高岡市では、現在、自治会や民生委員・児童委員をはじめとする地域の皆さまにご協力いただきながら、地域における個別避難計画の作成を進めていただいております。

また、介護や障害福祉サービスを利用しておられる要支援者の方のなかで、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉事業者がかかわっている方については、事業者にご協力いただける範囲で、段階的に事業者による計画作成を進めています。

災害へ備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、積極的なご協力をお願いします。

～避難行動要支援者名簿に関するQ&A～

問 なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

避難支援が必要の方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

問 個人情報の提供に関する同意をすれば、災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

災害発生時に地域等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を負うものでもありません。

問 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。施設への入所（例えば、特別養護老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど）や、長期入院をしている方は、施設や病院での支援を受けるため名簿の対象者とはしていません。

問 個人情報の提供に関する同意をした場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

高岡市地域防災計画に定められた避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）にのみ、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供します。

問 個人情報幅広く知れるのではないかと不安なのですが？

同意をされた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

問 個人情報の提供に関する同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

平時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生または発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することがあります。

～個別避難計画に関するQ&A～

問 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられます。計画作成を通じて、普段から、ご本人やご家族で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行うことで、災害からご自身の命を守ることにつながります。

問 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

避難支援者の方には、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。

問 毎年計画を作成する必要があるのですか？

一度作成された方については、毎年作成をしていただく必要はありません。ただし、記入された内容に変更があった場合には、その都度、計画の更新をお願いします。

ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えましょう。

自分が支援を必要としていることを周りの方に知っておいてもらうことが大切です。

